

中小企業の未来を拓く知的財産

～ INPIT(インピット)茨城県知財総合支援窓口のご活用を～

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

INPIT茨城県知財総合支援窓口 窓口支援担当者 鈴木 将司 氏

はじめに

日本の全企業の99.7%が中小企業といわれており、その活性化は、わが国経済・産業の維持発展において不可欠なものです。そのためには、中小企業がより付加価値の高い商品やサービスを社会に提供することが必要であり、その手段として、中小企業が得意とする技術・ノウハウ等の知的財産（以下、「知財」という。）を積極的に活用することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染拡大、円安による原材料の高騰など、外部環境が厳しい中で中小企業等が生き残るためには、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現が不可欠となってきています。その一方で、事業のデジタル化に伴うデータ等の流失が社会問題となっています。例えば、回転ずし店の競合他者の内部データを不正に取得したなどの疑いで元社長が逮捕されたり、中小企業の産業用ロボットシステム会社の元社員が設計情報などの営業秘密を不正に持ち出した疑いで逮捕されたりといった

事件が起きており、知財の保護についてもその重要性が高まっています。

しかし、中小企業においては、知財に関する情報・知識・人材の不足や資金の不足などにより、その活用・保護が十分に行われていないという現状があり、中小企業の知財活動に対する支援が必要とされています。

そうした中、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（略称「INPIT：インピット」）では、中小企業が自社の強みを活かして事業環境の変化に対応できる環境構築に向け、知財活用支援体制を整備しています。

これを受けて、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構では、INPIT茨城県知財総合支援窓口（以下、「知財総合支援窓口」という。）を設置し、知財全般に関する相談支援を行っています。

本稿では、知財とは何か、知財の重要性や活用・保護に関する基本的な考え方、知財活用に対する公的支援などについて、概略を解説します。

表 1. 知財権の種類

区分	権利	保護対象	権利期間
産業財産権	特許権	【発明】物、方法（物の生産方法を含む） ＜例＞加工品、加工技術、販売方法等	出願から 20 年
	実用新案権	【考案】物品の形状、構造 ＜例＞加工品、加工技術、販売方法等	出願から 10 年
	意匠権	【意匠】物品のデザイン ＜例＞商品の形状や色彩、店舗の外観や内装等	出願から 25 年
	商標権	【商標】商品やサービスのマーク ＜例＞商品名、ロゴマーク、ブランド名、店舗名等	登録から 10 年（更新可）
その他	著作権	【著作物】文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品 ＜例＞加工品、加工技術、販売方法等	創作者の死後 70 年 (法人・映画は公表後 70 年)
	営業秘密 (不正競争防止法)	【営業情報・技術情報】 ＜例＞顧客名簿、ノウハウ、設計図面等	秘密に管理する必要あり
	商品等表示 (不正競争防止法)	周知・著名商標、商品形態	商品形態模倣の禁止期間 販売開始から 3 年

1. 知財とは

知財とは、企業活動の中で創出された発明やノウハウなどの無形資産をいいます。知的財産基本法（平成14年法律第122号）の第2条において、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されており、この無形資産を保護する権利を知的財産権（以下、「知財権」という。）といます。

知財の特徴の一つとして、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという性質を持っており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから、知財権の制度は、「創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度」ということができます。

表1に示すように、この知財権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

産業財産権制度の目的は、「新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与

え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを高め、取引上の信用を維持することによって、産業の発達に寄与すること」にあります。これらの権利は、特許庁に出願し、登録することによって、一定期間、独占的に実施あるいは使用することができます。

図1では、産業財産権の例として、ドラム式自動洗濯機をあげました。このように、技術や形状、デザイン、商標を出願登録することによって、模倣などを防ぐことができます。

産業財産権に該当しない知財権としては、「著作権」や「営業秘密」、「商品等表示」などがあり、著作権法や不正競争防止法などで保護されています。

その中でも、流出により企業経営に大きな損害を及ぼす「営業秘密」は、不正競争防止法第2条6項において、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されています。

この営業秘密が同法によって保護されるためには3つの要件、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）を満たしていることが必要となります。

図1. 産業財産権の例

ドラム式自動洗濯機



出典：特許庁ホームページ掲載の図をもとに筆者作成

2. 知財権を武器にした営業戦略と事例

(1) 商品やサービスの顔になる「商標」

商品やサービスの営業活動において、技術、デザイン、識別標識であるブランドをアピールすることで、需要者の信頼性を勝ち取ることができます。また、他者との差別化や模倣品対策にも有効となります。そのために有効な戦略として商標権の取得があげられます。

商標とは、「事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものとは区別するために使用するマーク（識別標識）」です。

私たちは、商品を購入したりサービスを利用したりするとき、企業のマークや商品・サービスのネーミングである商標を一つの目印として選んでいます。事業者が営業努力によって商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることによって、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といったブランドイメージがついてくるのです。そして、ブランドイメージが確立された商標は、商品やサービスの顔として重要な役割を担うようになります。

このような、商品やサービスに付ける「マーク」や「ネーミング」を財産として守るのが「商標権」という産業財産権です。

登録可能な商標には、文字、図形、記号、立体的形状やこれらを組み合わせたものなどのタイプがあります。平成27年4月からは、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標についても商標登録ができるようになりました。

(2) 事例：商品力と商標権によるブランド化

茨城県内で商標権を取得し、自社製品のブランド化を図っている事例を紹介します。

株式会社澤幡製作所様では、金属の錫（スズ）を自社の工業鋳物技術を活かし、お酒やお茶などの飲み物を美味しくいただく錫の器を開発し、「常陸錫器（ひたちすずき）」ブランドとして立ち上げました。

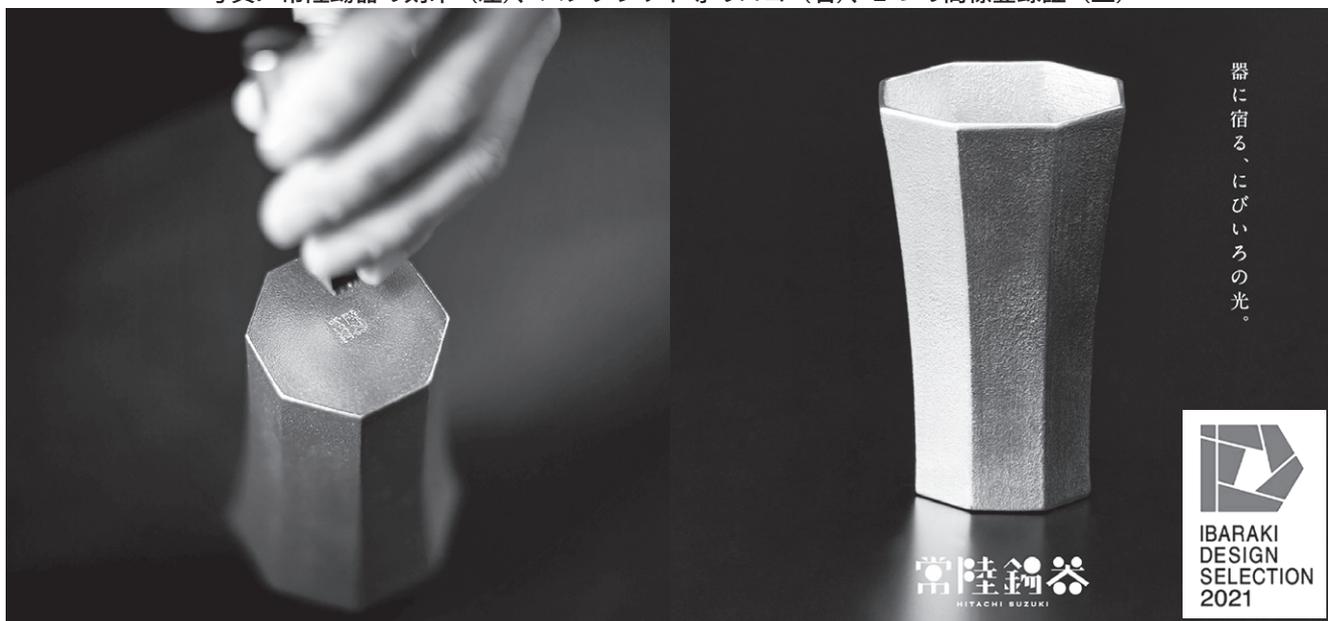
そして、同社が長年培ってきた匠の技術による商品力と登録商標によって、他者との差別化、ブランド化を図っています。登録した商標は、常陸錫器の裏側に刻印として使用するものとパンフレット等に使用するものの2種類です。

常陸錫器は、県主催の「いばらきデザインセレクション2021」に優れたデザインとして「選定」され、各種新聞にも取り上げられました。

現在、東海村のふるさと納税の返礼品となっており、また、茨城県の「産品お取り寄せサイト」や東京銀座のアンテナショップ「IBARAKI sense」での販売、水戸ホーリーホックとのコラボ商品の発売などにより、ブランドを広く発信しています。



写真. 常陸錫器の刻印（左）、パンフレット等のロゴ（右）、2つの商標登録証（上）



3. 知財の重要性と取り組み

(1) なぜ、中小企業でも知財の保護が必要なの？

市場に商品やサービスを展開した後、特許権や商標権等の知財権を取得していない場合、他者に真似されたり、偽物を作られたり、タダ乗りされたりしても排除することが難しくなります。その結果、競合他社が次々と参入して価格競争を誘発し、価格の低下を招くことが懸念されます。

その抑止力の一つが知財権です。この権利を取得しておくことにより法的な措置を講ずることができます。知財権による「バリア」で競合の参入を阻止し、市場の優位性を確保することによって価格を維持することができます。

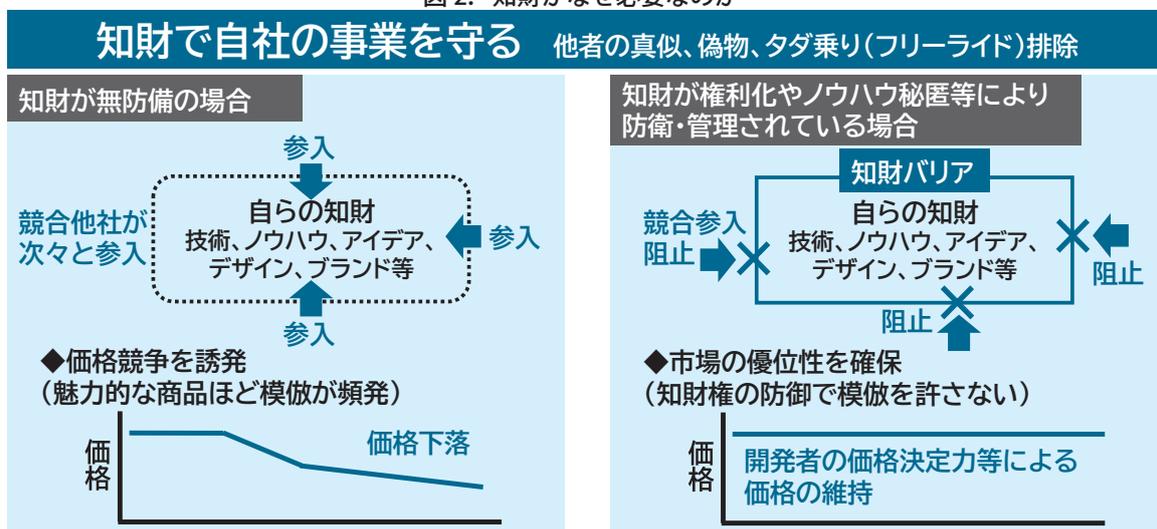
つまり、知財権は「事業を守るツール」として必要不可欠なものです。そのため、新しい事業

を始める前に、知財権の取得あるいは秘匿化について検討することが重要になります。

また、知財権は、積極的な事業展開を図る「攻めるツール」としても有効です。例えば、ひとつの重要な技術やアイデアを日本、さらには海外で権利化し保有することで、日本のみならず世界でも戦える可能性がでてきます。経営資源が限られている中小企業こそ、企業価値や競争力の向上に知財権の活用は不可欠ではないでしょうか。

一方、特許等を出願するとその内容が公開されるため注意が必要です。他社に簡単に真似されない技術や特許の侵害があっても証明の難しい発明などは、特許等を出願しないで営業秘密として秘匿化することも検討しましょう。

図2. 知財がなぜ必要なのか



(2) 知財に取り組む際の基本

実際に知財に取り組む際には、自社の必要な知財をしっかりと確保するとともに、他者の知財権を十分に尊重し、侵害しないようにすることが重要となります。

もし、他者の権利を尊重しないで市場に参入し、気づかぬうちに他者の知財権を侵害、訴訟など

になってしまうと、企業として大きなダメージを受けることになります。

そうならないようにするためにも、新商品やサービスを企画・開発する段階から、自社の知財の確保と他社の知財権の尊重を並行して進める必要があります。両者をどのように推進すればよいかについては次に説明します。

図3. 知財に取り組む際の基本



(2-1) 自社の知財の確保

まずは、自社に知財が埋もれていないか「棚卸」をします。企画・開発・製品化の節目ごとのデザインレビュー（次のステップに進むべきか判断するための活動や審査会のこと）を行う際、どこかに知財が埋もれていないか見直しをします。

次に、知財を「見える化」します。見つけた知

財の芽を育て、顕在化し、会社の財産として認識します。

そして、見える化した知財を積極的に「権利化」します。また、前述したように、独自のノウハウなどの強みについては、マニュアル化して「営業秘密」として「保全」を図るといった対策をとります。

図 4. 自社の知財の確保

知財の「棚卸」(製品のデザインレビュー)

- 企画・開発・製品化の節目ごとに、**知財が埋もれていないか見直す**
- 他者と共同研究・開発する場合は、**契約書等で知財の取扱いを明確化**

知財の「見える化」

- 見つけた知財の芽を育て(ブラッシュアップ)、**顕在化(「発見」から「発明」へ)**
- 社内関係者と情報共有し、**会社の財産として認識**

知財の積極的「権利化・保全」

- 技術的アイデア………**特許権／実用新案権**として権利化
- 製品の外観………**意匠権**として権利化
- 製品のネーミング………**商標権**として権利化
- ノウハウ………**「営業秘密」**として管理し外部への漏洩防止

特許庁に
出願要

(2-2) 他者の知財権の尊重

まずは、他者の知財権が存在していないか調査すること（クリアランス調査）が必要で、INPITの特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で調査することができます。

次に、調査結果に基づき、他者の知財権が自社の商品・サービスに関連があるか判断しますが、

その判断が難しい場合は、知財総合支援窓口にご相談いただければ、必要に応じて専門家と一緒に対応いたします。万が一問題となる他者の権利があった場合は、設計変更などの対策や対象特許・商標の権利の瑕疵を見つけて、無効審判で権利を無効化するなど、和戦両様の構えで対処することになります。

図 5. 他者の知財権の尊重

他者の知財権の有無調査(クリアランス調査)

- 「他者の権利は侵害しない」という基本方針で**製品化前に調査**
- 知財データベース(無料検索ツール**J-PlatPat**等)の活用

他者の知財権の評価(自己の事業・製品との関連性チェック)

- 法令に則って冷静に判断(例:特許請求の範囲の解釈、商標の類否)
- 素人の独断は危険 → **茨城県知財総合支援窓口**に相談

問題となる他者権利の事前対策

- 問題ありの場合、和戦両面から解決の最適解を探る
和:①**設計変更**して侵害回避、②**先使用権**の有無確認、③**実施許諾**申入れ
戦:①**権利無効化**、②**カウンター特許**の提示、③係争に備え**非抵触主張**準備

(3) 知財権の取得・活用のメリット

①有利な事業展開

知財権を取得、活用することのメリットは、前述のとおり権利侵害に対して法的措置をとれることによる市場の独占、参入障壁の形成といった「守り」に加えて、他社にライセンスを与えることによってライセンス料を得るとともに、販路や市場を拡大するといった「攻め」も可能となることです。

②販売力の向上

知財を取得していることが、顧客や市場からの信用力を高め、ブランド力の向上につながったり、技術力の高さの証明となって取引が拡大したりと

いった販売力の向上につながります。

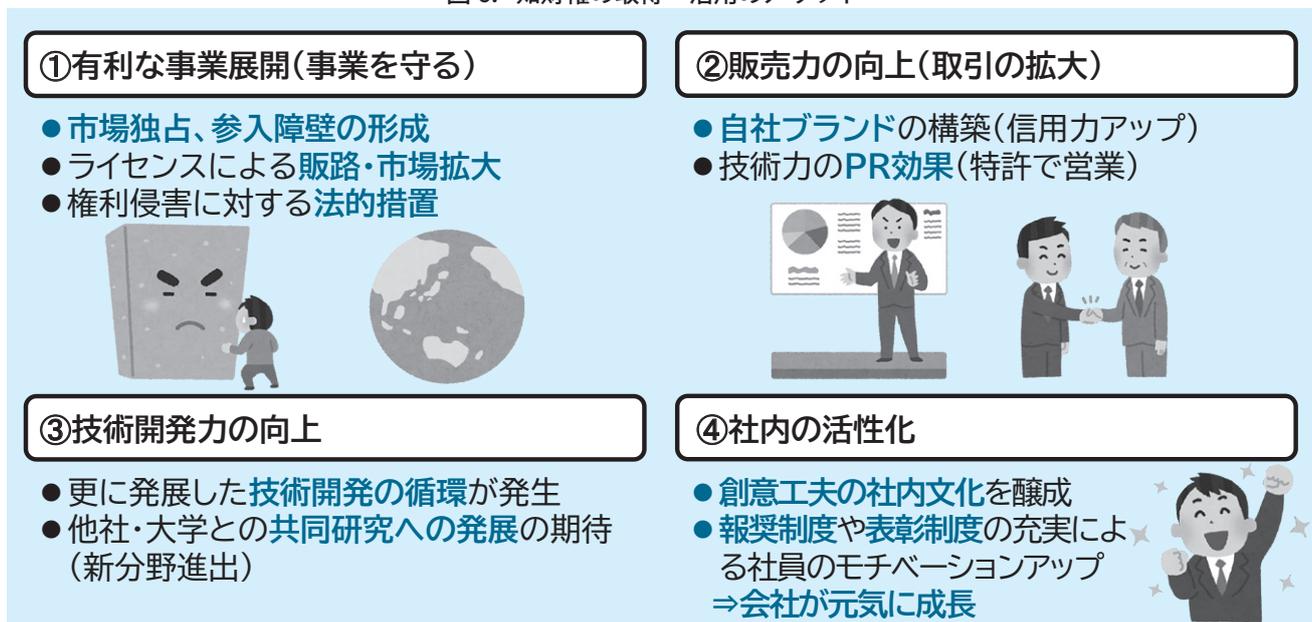
③技術開発力の向上

技術者のモチベーションを高め、さらなる技術開発につながるといった好循環が発生したり、技術が公開されることにより他社や大学等との共同研究の引き合いとなり、新分野進出の足掛かりとなったりすることもあります。

④社内の活性化

日常的に創意工夫が行われる社内文化が醸成され、また、産業財産権の取得への貢献に対する報奨制度などを整備することで社員のモチベーションが高まり、会社が元気に成長していきます。

図6. 知財権の取得・活用のメリット



4. 中小企業等の知財支援連携体制

経済産業省および特許庁が所管するINPITは、知的財産の総合支援機関として、全国の中小企業やベンチャー企業の皆様に、知財に関するきめ細かなサービスを提供しています。

また、INPITが各都道府県に設置する知財総合支援窓口において、中小企業が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの知財の側面から解決を図る支援窓口として、地域に根付いた支援を行っています。

知財総合支援窓口では、経験豊富な企業OB等の支援担当者が、対話を通じて「経営」と「知財」の課題を把握します。そして、事業・知財戦略の策定助言や、それらの戦略に合った知財活動の方向性を無料で提案します。

また、専門性を必要とする相談内容については、専門家と協働してアドバイスをします。知財の専門家である弁理士や弁護士をはじめ、デザイナー

やブランドの専門家、地域ブランドや6次産業化を支援する地域ブランドデザイナー等の様々な専門家を派遣しています。

中小企業庁が全国に設置している「よろず支援拠点」や各自治体が設置する「中小企業支援センター」、商工会議所、商工会、一般財団法人日本規格協会等とも協働し、さらに、INPITが運営している「営業秘密・知財戦略相談窓口」「海外展開知財支援窓口」「関西知財戦略支援専門窓口」「産業財産権相談窓口」といった各専門窓口とも連携をしながら、中小企業等の経営課題解決に向けて効率的・網羅的な支援を提供しています。

知財総合支援窓口ポータルサイト

知財総合支援窓口の「知財ポータルサイト」には、1,000件を超える支援事例が掲載されています。支援の内容、分野、支援を受けた企業情報等

から支援事例を検索することもできますので、自社と似た経営課題を持つ企業の支援事例をぜひご覧いただき、気になる事例があればお気軽に知財総合支援窓口までお問い合わせください。

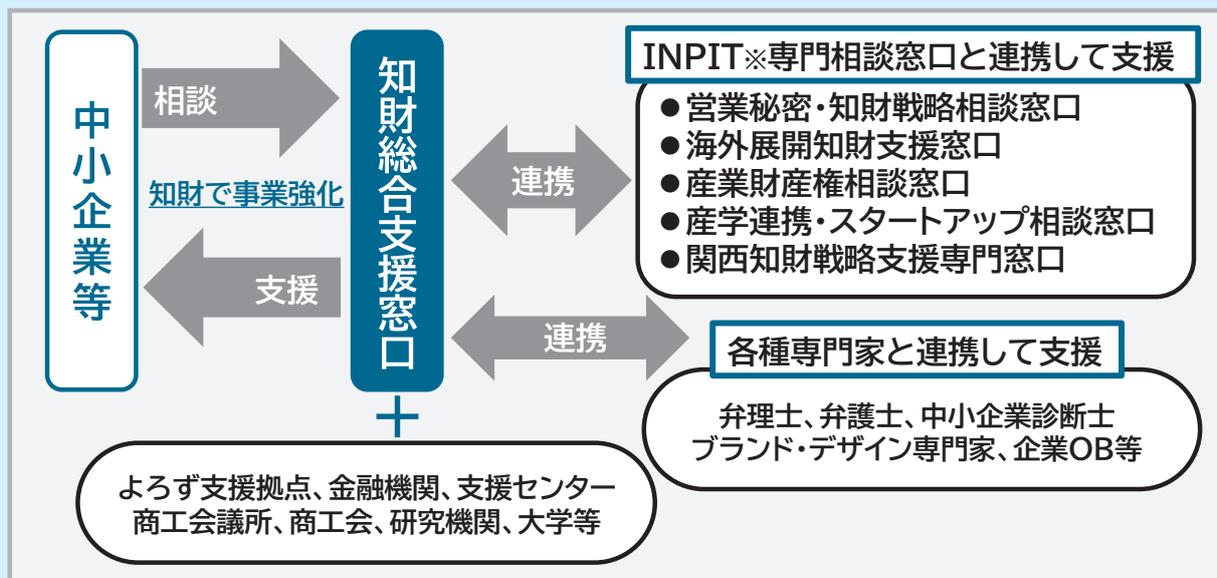
複数の専門家を利用した重点支援事例も掲載されておりますので、支援の層の厚さも感じていただけます。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp>

図7. 知財総合支援窓口の概要

- 国の知財政策の一環として都道府県ごとに知財総合支援窓口を設置
- 関係機関・専門家と連携、知財の課題解決を幅広く支援し、事業強化

目標:「知財の側面からの支援を通じた地域活性化」



※INPIT(インピット):独立行政法人 工業所有権情報・研修館

5. 中小企業等に対する国・県による知財支援事業

(1) IPランドスケープ支援事業

① IPランドスケープとは

「IPランドスケープ」とは、「Intellectual Property(知財)」と、景観や風景を意味する「Landscape」を組み合わせた造語です。特許庁では、「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」において、次のように定義しています。

「経営戦略又は事業戦略の立案に際し、①経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、②その結果（現状の俯瞰・将来展望等）を経営者・事業責任者と共有（※）すること」

※ここでの共有とは、分析結果を提示することをきっかけに、経営戦略又は事業戦略の立案検討のための議論や協議を行ったり、分析結果に対するフィードバックを受けたりするなどについて、経営者・事業責任者と知財部門で双方向のやりとりが行われることをいいます。

IPランドスケープでは、図8のように、公

開情報（市場・事業）と知財情報に加え、非公開の社内情報（自社内部情報・自社保有他社情報）を活用して経営・事業戦略の立案・意思決定を図ります。

なお、IPランドスケープは、中小企業のほうが実施しやすいともいわれています。その理由としては次のようなことがあげられています。

- ① 経営層との距離が短く、意思決定が早い
- ② 組織がコンパクトなため、連携するのが容易
- ③ 事業数が限られるため、IPランドスケープの実施範囲を絞りやすい
- ④ 人員・資金等のリソースは限られるが、事業数が限られるため、全体のコストは限定的である
- ⑤ 経営者のコミットメントにより、事業部門間の調整がしやすく、戦略構築・実行がしやすい

一方で、中小企業においては、社内に知財部門等の専門部署がない場合が多いと思います。そういった場合は知財総合支援窓口が支援しますので、ぜひご相談ください。

② IPランドスケープ支援事業の概要

「IPランドスケープ支援事業」はINPITが推進している事業です。

「経営計画の策定」や「販路拡大」「競争力の強化」「事業の転換」など、技術開発に限らない様々なテーマ（経営・事業の課題）に対して支援しています。

本事業は公募により受付しています。直近の公募期間は、2022年12月12日（月）から2023年1月20日（金）までを予定しています。申請などにあたっては、知財総合支援窓口にご相談ください。

③支援のポイント

ア. 経営・事業課題の掘り起こし

採択後、事務局・専門家からのヒアリングにより、徹底的に経営課題から棚卸して支援を設計することで、経営層の意思決定に資する情報を提供いたします。

イ. 市場・事業+知財の専門家による分析

本事業では、特許情報分析に加えて市場や事業

の分析力を持つ専門家が支援を担い、目的やテーマに応じて市場情報、事業情報、内部情報、知財全般の情報を組み合わせて経営層の意思決定に資する分析を実施します。

ウ. 経営層に対する報告・対話の実施

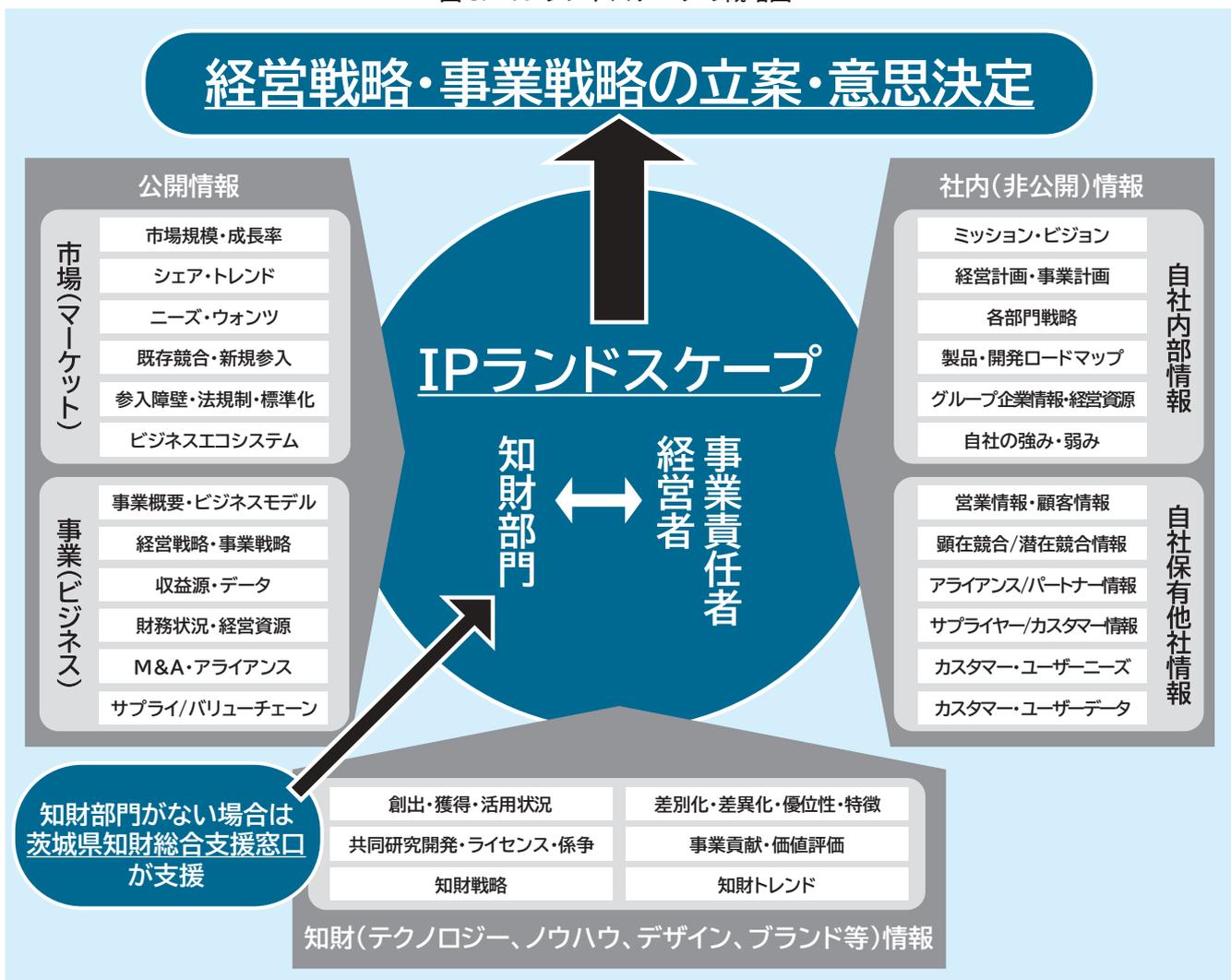
本事業は、「これまでの強みの確認」に限らず「将来構想」を目的に実施します。そのため、専門家より利用者様の担当者や経営層に対して分析結果を報告し、その内容を踏まえて打ち手を議論するための報告会を開催し、対話を行う機会を提供します。

④支援の担い手

経営課題の発掘といった「そもそも」の検討を得意とする専門家、高度な特許情報分析の専門家、業界に特化した分析や資金調達に向けた知財の価値評価の専門家など、多様な専門家と連携しています。

申込書類やヒアリングの内容に基づいて、ニーズに合致する専門家を選定してご紹介します。

図8. IPランドスケープの概略図



出典：特許庁「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」より筆者作成

(2) 特許に関する審査請求・特許料の軽減制度

特許庁では、一定の要件を満たした中小企業等を対象に、審査請求料および特許料（権利の維持

に必要な手数料：1年分から10年分）について、軽減措置を行っています。手続きも以前と比べて大幅に簡略化されています。

図9. 審査請求料・特許料等の軽減制度

対象	措置内容	対象	措置内容
中小ベンチャー・小規模企業	審査請求料 : 1/3に軽減 特許料(1~10年分): 1/3に軽減 (国外)調査手数料・送付手数料 : 1/3に軽減 (国外)予備審査手数料 : 1/3に軽減	研究開発型中小企業	審査請求料: 半額軽減 特許料(1~10年分): 半額軽減
法人(非課税法人等)	審査請求料 : 半額軽減 特許料(1~10年分): 半額軽減	研究開発型中小企業(アジア拠点化推進法)	
個人(生活保護受給者、市町村民税非課税者)	審査請求料 : 免除 特許料(1~3年分): 免除 (4~10年分): 半額軽減	大学等、大学等の研究者	
国	免除(すべての料金)	大学等承認TLO	
国立試験研究機関認定TLO		試験研究独立行政法人	
		公設試験研究機関	
		試験研究地方独立行政法人	
		試験研究独立行政法人認定TLO	

(注) 減免措置の対象者と他者との共同出願の場合は、減免措置対象者の特分のみが減免措置の対象となります(国際出願に係る手数料は除く)。
詳細は特許庁HP「特許料等の減免制度」<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

(3) 中小企業等の外国出願支援事業

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構では、毎年優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする、茨城県内の一定の要件を満たす中小企業等に対し、産業

財産権（特許、実用新案、意匠及び商標）の外国出願に要する経費の一部を助成しています。

また、同様の支援として「ジェットロ中小企業等外国出願支援事業」がありますが、重複支援を受けることはできません。

図10. 外国出願支援事業

外国でも権利取得したいが、費用が高額
(日本の特許・実用新案・意匠・商標の権利は日本国内でのみ有効)

→

外国出願費用の補助が受けられる制度あり

例: 令和4年度 茨城県中小企業等外国出願支援事業 (選考審査あり)

応募資格	茨城県内に主たる事業所を有する中小企業者(会社及び個人)等
対象経費	既に国内出願している特許・実用新案・意匠・商標を基に行う外国出願に要する経費の一部(法定費用、国内外代理人費用、翻訳費用等)
補助率・上限額	補助率: 50%以内 1企業の補助金総額: 300万円以下 1出願の補助金上限...特許: 150万円、実用新案・意匠・商標: 60万円
募集期間	2022年5月25日~2022年6月24日(今年度の募集は終了しています) ※次年度の実施については、決定次第下記機構ホームページ等でお知らせいたします。

※本事業の詳細については、いばらき中小企業グローバル推進機構のホームページを参照してください。
(<https://www.iis-net.or.jp/>)

最後に よくあるご質問

知財総合支援窓口では、知財全般に関する様々なご相談に応じています。最後に、よくあるご質問について、その一部をINPITの知財ポータルサイトからご紹介します。

相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

①出願に関すること

- 新たな技術を発明したので、特許として権利化して我が社の将来の事業で活かしていきたいと思っている。ついては、特許出願の相談に乗ってもらえないか？
- 発明した技術が新規性を持つものなのか自社で確認したい。ついては、費用のかからない先行技術調査の方法を教えてくださいませんか？
- 新商品を開発した。考えている商品名について商標登録出願をしたいのだが、相談に乗ってもらえないか？
- 大手通信会社へ新商品を売り込んでみたが、知的財産で保護されていなければ受け入れられないことがわかった。新製品を保護するソフトウェアの特許出願はどのようにしたらよいのだろうか？
- 下請けとして部品の製造・加工に従事してきたが、自社で培った製造・加工技術から自社独自製品の開発、販売をしたい。これまで蓄積してきた技術や知財を生かせないか教えてくださいませんか？

②知財管理体制の整備

- 中小企業の者であるが、職務発明に関する規程等を整備したいと思っている。ひな形のようなものはないのか？ 相談に応じてくれるのか？
- 取引先である大企業から秘密情報の管理強化を求められた。それなりに秘密情報の管理は行っていたつもりだが、我が社の秘密情報管理体制の総点検をしたい。助言や支援はもらえるか？
- 社内コンピュータにマル秘情報を保存していたが、最近、サイバー攻撃を受けて一部の情報が漏洩したのではないかとと思っている。どうすればよいのか？
- 弊社の規模では、知財業務は総務担当者が片手間で担わざるをえなかった。しかしながら、最近知財関連の業務が増えてきて困っている。いずれ専任の知財担当者を置きたいと思っているが、人員確保や教育の悩みもある。適切な助言をもらえないか？

③事業における知財活用

- 新事業分野での事業拡大を考えているが、弊社が保有する知財権が限定的な範囲に留まっているという問題点が浮き彫りになってきた。ついては、他社や大学等のライセンス可能な特許を利用したいのだが、助言等をもらえるか？
- 海外のパートナー候補企業との合弁によって海外生産拠点をつくって進出することを考えているが、知財面のリスクがかなりあるという話を他の事業者から聞いた。リスク回避の方法も含め、相談に応じてもらえるか？
- 国内のA社から、弊社の独自技術（特許取得済）を教えてくださいとの申し入れがあった。A社の製品は弊社の製品とは全く異なるもので競合することはない。こうした申し入れを受けたのは初めてのことなのでライセンス契約の進め方も全く分からない。ついては、相談に乗ってられないか？
- 自社の独自技術（特許出願済）をもとに、新技術を他社との共同研究によって開発して新製品の開発を進めたいと思っている。他社との共同研究契約は初めてのことなので不安がある。ついては、留意点等について相談に乗ってられないか？
- 弊社の事業のことで悩みがある。知的財産も関係するのだろうと思っているが、知的財産とは関係がないかもしれない。こんな場合でも相談してよいのか？
- 侵害警告書が送られてきたが、どのように対応したらよいのか？

<参考・引用文献>

特許庁およびINPITホームページ

【お問合せ】

INPIT 茨城県知財総合支援窓口

住所：〒310-0801

茨城県水戸市桜川2-2-35

茨城県産業会館 12階

電話：029-224-5339

e-mail: chiteki@iis-net.or.jp

URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/ibaraki/>

